令和４・５年度知名町入札参加資格審査申請書提出要領
（役務の提供等）

１　受付期間　　令和４年１月４日～令和４年２月 28 日
　　※受付期間以降も随時受付します。

２　有効期間　　令和４年４月１日～令和６年３月 31 日（２年間）

３　受付場所・問い合わせ先（郵送可）
　〒891-9295　　鹿児島県大島郡知名町知名 307
　知名町役場　建設課　指名願受付係
　TEL　0997-84-3161　　FAX　0997-93-4038

４　提出書類
　提出書類は金具のないＡ４版紙ファイルに綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称入してください。

区　分		個人	法人	備　考	様　式
1	入札参加資格審査申請書	○	○	鹿児島県に準ずる様式	第１号様式
2	営業概要書	○	○	鹿児島県に準ずる様式	第２号様式
3	営業許可書等の写し	△	△		
4	有資格職員名簿	△	△	鹿児島県に準ずる様式	第３号様式
5	有資格者の免許状等の写し	△	△		
6	技術者調書	□	□	鹿児島県に準ずる様式	
7	委任状	△	△	鹿児島県に準ずる様式	
8	使用印鑑届	△	△	鹿児島県に準ずる様式	
9	個人住民税に係る特別徴収実施確認書・開始誓約書	○	○	知名町様式	別紙様式
10	印鑑証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
11	履歴事項全部証明書	×	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
12	身分証明書	○	×	発行から３か月以内の原本（写し可）	
13	消費税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
14	鹿児島県税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
15	知名町税の納税証明書	○	○	発行から３か月以内の原本（写し可）	
16	財務諸表等	×	○	貸借対照表及び損益計算書の写し	
		○	×	所得税確定申告書の写し	
17	返信用ハガキ	○	○	受付確認用	

○は必須、×は不要、△は必要に応じて添付する書類、□は申請者が任意に提出する書類です。

申請書等の記載要領

1　申請書の記入上の一般的注意事項

（1）　記入には、容易に消去しにくい黒色か青色の筆記用具を使用してください。
（ワープロ等で入力し、プリンタで出力したものも可）

（2）　数字は、すべて算用数字で記入してください。

（3）　金額については、千円未満は切り捨ててください。

（4）　外国企業等

ア　申請書及び財務諸表は、日本語により作成してください。

イ　外国語により記載してある添付書類は、これに日本語の訳文を付記または添付してください。

ウ　添付書類のうち金額欄には、出納官事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率表により日本国通貨に換算した額を記載してください。

（5）　申請書類の記入に当たり、申請書様式の欄が不足する場合は適宜補正してください。

（6）　記入漏れがないようにしてください。

2　入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）

（1）　申請者

ア　申請者が法人の場合の商号又は名称については、法務局に登記されているものを記入してください。

イ　印章は、法務局に印鑑登録してあるものを押印してください。

（2）　資格審査を希望する役務の提供等の業務

ア　知名町との取引を希望する業務について「希望する業務」の欄に〇印を付けてください。（複数選択可）

イ　業務の内容については、次項の表を参照してください。

番号	業務名	業務内容	
1	情報処理業務	システム運用、データ入力、データ消去	
2	システム開発業務	システム開発、プログラム作成	
3	コンピュータ関連保守業務	パソコンの保守、システムの保守管理	
4	OA 関連研修業務	庁内 OA 関連の研修	
5	OA 機器賃貸業務	OA 機器の賃貸	
6	医療機器賃貸業務	医療機器の賃貸	※
7	車両賃貸業務	車両の賃貸（レンタカー）	※
8	寝具類賃貸業務	寝具類の賃貸	
9	中央監視制御設備賃貸業務	中央監視制御設備の賃貸	
10	空気調和設備賃貸業務	空気調和設備の賃貸	
11	電話交換設備賃貸業務	電話交換設備の賃貸	※
12	広告業務	新聞広告の制作、テレビ・ラジオ番組の制作	
		出版物・ウェブサイトの制作	
13	受付・案内業務	庁内来訪者の受付・案内	※
14	調査・測定業務	ダイオキシン類の調査・検査・測定 埋蔵文化財の発掘調査等 臨床検査（医療機関外）	※ ※ ※
15	薬剤空中散布業務	松くい虫薬剤空中散布	※
16	旅客運送業務	スクールバスの運行	※
17	貨物運送業務	美術作品その他の貨物の運送	※
18	給食業務	給食の提供	※
19	複写サービス業務	複写サービスの提供	
20	電気通信サービス業務	電気通信サービスの提供	※
21	旅行業務	旅行業務全般	※
22	気象予報業務	気象観測資料及び予測値の提供	※
23	会場設営業務	イベント会場の設営	
24	パーキング・メーター管理等業務	保守管理、駐車の適正の確保、手数料徴収	※
25	森林整備業務	森林整備関係業務	※
26	指定管理鳥獣捕獲等事業業務	指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲等	※

注：表で※のついているものは、営業上の許可や有資格者が必要です。

３　営業概要書（第２号様式）

（１）　経営の規模

ア　売上高

できるだけ申請する業務ごとに分けて記入してください。申請する業務以外に売上があれば、「その他」としてまとめて記入してください。（合計額は損益計算書の売上高と一致すること）

イ　資本金又は元入金

法人にあっては、基準日（資格審査を受けようとする日をいう。以下同じ。）における登記事項証明書の資本の額を、個人にあっては、元入金を記入してください。

ウ　外国資本の割合

基準日における外国人出資金の資本金又は元入金に占める割合及び出資者の国名を記入してください。

エ　職員の状況

①　上段には、本社・本店の従業員数を、下段には、知名町と取引をする支店・営業所等における従業員数の合計を記入してください。

②　「常雇用職員」は、基準日において雇用する正規の従業員（社会保険加入職員のみ）を記入してください。

③　「有資格職員」は、申請する業務に関し、法令等に基づく資格を有する職員を記入してください。

※「有資格職員」に記入する数については、「有資格職員名簿」（第３号様式）に記入する数と一致するようにしてください。

オ　機械及び器具等の保有状況

貸借対照表の有形固定資産の該当する欄を参照して記入してください。

（２）　経営の状況

ア　経営成績

①　法人及び個人の青色申告者にあっては、損益計算書に基づいて経営成績を記入してください。

②　個人の白色申告者にあっては、「税引前当期利益」欄に所得税の確定申告書に基づいて、所得金額合計を記入してください。（「営業利益」、「経常利益」欄の記入は不要です。）

イ　営業履歴

①　創業年月の記入にあたっては、次の点に留意してください。

・　営業の同一性を失うことなく組織変更を行っている場合は、変更前の創業年月日を記入してください。

・　営業の同一性を失うことなく家業相続を行っている場合は、相続前の創業年月を記入してください。

・　合併の経歴を有する場合は、合併前の創業年月の古い会社等の創業年月を記入してください。

②　「現組織への変更」は、個人営業を法人組織に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更があった場合の年月を記入してください。

③　営業年数は、基準日現在の営業年月数を記入してください。ただし、途中で営業の休止があった場合は、直近の営業再開年月を起算月として営業年月数を記入してください。

（３）　過去２箇年間における国又は地方公共団体との契約実績

資格審査申請書を提出する日までの２箇年間に、国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（都道府県、市町村及びそれらの出先機関）との１件当たりの契約額が最高のものを、業務ごとに記入してください。

なお、契約実績がない場合は、記入は不要です。

（記入例）

業　務　名	契約年月日	契　約　先	契約金額
システム開発業務	H○年○月○日	○○県	12,345 千円
コンピュータ関連保守業務	H○年○月○日	○○市	1,234 千円
OA 機器賃貸	H○年○月○日	○○県立○○高校	5,678 千円

（４） 営業上の許可、認可等

営業に関し、許可、認可等を必要とする方のみ、業務名とこれに対応した許可、認可等の名称、有効期間を記入してください。

なお、営業概要書に記載した許可、認可等については、証書等の写しを提出してください。

番号	業　務　名	許可・認可等を必要とする具体的な業務内容	取得を要する許可・認可等の名称	許可・認可等の有効期間	許可･認可等の取得を確認するための書類	根拠法令及び根拠規定
6	医療機器賃貸業務	MRI、CT 等医療機器の賃貸	高度管理医療機器等賃貸業許可	６年	許可証	薬事法 第３９条第１項
7	車両賃貸業務	レンタカーの賃貸業務	自家用自動車有償貸渡許可	事業廃止まで	許可書	道路運送法 第８０条第２項
			整備管理者		技能検定合格証書他（資格認定）	道路運送車両法 第５０条
13	受付・案内業務	庁内来訪者の受付・案内を行う労働者派遣業務	労働者派遣事業許可	初回３年 次回５年	労働者派遣事業許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第５条第１項
			平成27年9月29日までに一般労働者派遣事業許可を取得（常時雇用される労働者及び登録型・臨時・日雇の労働者の派遣に係る許可）	事業廃止まで（令和２年９月 30 日まで）	一般労働者派遣事業許可証	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 附則（平成27年9月18日法律第73号）抄 第３条
14	調査・測定業務	①　ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の調査測定	計量証明事業の登録（濃度）	事業廃止まで	計量証明事業登録証	計量法 第１０７条
		②　①のうち、自らﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の分析を行う場合（①と併せて必要）	計量証明事業の登録（特定濃度）	事業廃止まで	計量証明事業登録証	計量法 第１０７条
			特定計量証明事業の認定	３年	特定計量証明事業認定証	計量法 第１２１条の２
		③　①のうち、水道水に係るものを調査測定する場合（① と併せて必要）	水道法第２０条第３項に基づく厚生労働大臣の登録	３年	水質検査機関登録への記載通知（厚生労働省健康局水道課通知）	水道法 第２０条第３項
		④　臨床検査（医療機関外）［一般検査、血液検査、生化学検査、免疫血清検査、細菌検査、病理検査、輸血検査、その他］	衛生検査所の登録	事業廃止まで	衛生検査所登録証明書	臨床検査技師等に関する法律第２０条の３
15	薬剤空中散布業務	松くい虫薬剤空中散布に係る航空機使用事業	航空機使用事業許可	事業廃止まで	許可書	航空法 第１２３条第１項

番号	業　務　名	許可・認可等を必要とする具体的な業務内容	取得を要する許可・認可等の名称	許可・認可等の有効期間	許可･認可等の取得を確認するための書類	根拠法令及び根拠規定
16	旅客運送業務	スクールバスの運行に係る旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業許可 又は 特定旅客自動車運送事業許可（*1）	事業廃止まで 事業廃止まで	許可書	道路運送法 第４条第１項 道路運送法 第４３条第１項
17	貨物運送業務	美術作品（*2）その他の貨物の運送	一般貨物自動車運送事業許可	事業廃止まで	許可書	貨物自動車運送事業法第３条
18	給食業務	給食の提供	飲食店営業許可又は給食施設の届出（*3）	５年 ～７年	許可書	食品衛生法 第５２条第１項
20	電気通信サービス業務	県と出先機関及び市町村等を接続する電気通信回線の提供・整備	電気通信事業の登録 又は 電気通信事業の届出	事業廃止まで	電気通信事業登録通知（総務大臣通知） 又は 電気通信事業届出書	電気通信事業法 第９条 第１１条第２項 電気通信事業法 第１６条
21	旅行業務	旅行業務手続き 国内・国外での添乗業務	旅行業者登録	５年	旅行業者登録（更新）通知	旅行業法第３条
22	気象予報業務	食中毒注意報発令に必要な気象観測資料・予報値の提供	予報業務の許可	業務廃止まで	許可書	気象業務法 第１７条
24	パーキング・メーター管理等業務	保守管理、駐車の適正の確保、手数料収納	公安委員会が道路交通に関する高度な知識を有すると認定した法人	業務廃止まで	指定書 認定書	
25	森林整備業務	森林整備関係業務	鹿児島県知事が認定した認定林業事業体（*4）	５年	認定書	林業労働力の確保の促進に関する法律 第５条第３項
26	指定管理鳥獣捕獲等事業業務	指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の捕獲等	認定鳥獣捕獲等事業者の認定	３年	どちらも提出 ･認定証又は最新の変更認定証 ･捕獲従事者名簿	鳥獣保護管理法第１４条の２第７項

※（*1）、（*3）ともに業務受託後に入札対象業務に係る許可取得等を行うこと。

※（*2）については、美術品専用の運搬車両を保持していること。

※（*4）については、次の要件を満たしていること。

- 事務職員を１名以上有していること。
- 社会保険等（健康保険、雇用保険、林業退職金共済制度、中小企業退職金制度、厚生年金）のいずれか一つ以上に加入し、かつ労働者災害補償保険に加入している技術系職員及び作業員を併せて５名以上有していること。

証明書類の写しを添付すること。

５ 有資格職員名簿（第３号様式）

（１）下の表に掲げられた法令に基づく業務上必要な資格を有する職員について作成してください。

営業概要書（第２号様式）の有資格職員の数と一致するようにしてください。

（２）個人で複数の資格を有している場合も資格ごとに記入してください。

（３）取得年月日は初めて資格を取得した日を、有効期限は現在保有している資格の有効期限を記入してください。なお、経験年数については、途中、資格の失効や取消等があれば、その期間を差し引いた年月（30日未満は切り捨て）を記入してください。

（４）職員が有資格であることを証する書類として、免許状等の写しを添付してください。

番号	入札対象業務	業務上必要な資格の名称	根拠法令及び根拠規定
11	電話交換設備賃貸業務	工事担当者（工事担当者資格者証）	電気通信事業法第７１条
14	調査・測定業務		
	（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の調査・検査・測定）	環境計量士（濃度関係）	計量法第１２２条
	（埋蔵文化財の発掘調査等）	・１級又は２級土木施工管理技士（合格証明書） ・地山掘削作業主任（技能講習修了証） ・測量士又は測量士補（登録証明書） ・その他 ①国又は地方公共団体等との契約に係る履行証明書 ②経歴書	建設業法施行令第２７条の３ 安全衛生法第１４条 測量法第４８条
	（臨床検査(医療機関外)）	臨床検査技師（臨床検査技師免許証） （衛生検査技師（衛生検査技師免許証））	臨床検査技師等に関する法律第３条
15	薬剤空中散布業務（松くい虫）	事業用操縦士（回転翼操縦）	航空法第２２条
		農林水産航空事業技術確認証を有する者	農林水産航空事業技術指針
		運行管理者（技能検定合格証明書を有する者） ※最大離陸重量5,700kgを超える飛行機又は最大離陸重量9,080kgを超えるヘリコプターを使用する場合にのみ必要	航空法第７７条
16	旅客運送業務（ｽｸｰﾙﾊﾞｽの運行）	運行管理者（次のうち、事業に必要な資格を有する者） ・一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者 ・一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者 ・一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者 ・特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者	旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の９
		整備管理者（次のいずれかの資格を有する者） ・整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上の実務経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者 ・一級、二級又は三級の自動車整備士 ・前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者	道路運送車両法施行規則第３１条の４
		大型第二種免許所持者	道路交通法第８６条

番号	入札対象業務	業務上必要な資格の名称	根拠法令及び根拠規定
17	貨物運送業務	運行管理者（運行管理者資格者証を有する者）	貨物自動車運送事業法第１９条
21	旅行業務	旅行業務取扱管理者 ・総合旅行業務取扱管理者（一般旅行業務取扱主任者） ・国内旅行業務取扱管理者（本邦内の旅行のみ）	旅行業法第１１条の２
22	気象予報業務	気象予報士	気象業務法第１９条の２
24	パーキング・メーター管理等業務	次のいずれかの資格を有する者 ・駐車監視員（駐車監視員資格者証） ・安全運転管理者（安全運転管理者証） ・技能検定員（技能検定員資格者証） ・教習指導員（教習指導員資格者証） ・運行管理者（運行管理者資格者証） ・交通誘導警備員（合格証明書） ・交通技術資格者（資格者証）	道路交通法第５１条の１３ 道路交通法第７４条の３ 道路交通法第９９条の２ 道路交通法第９９条の３ 道路運送法第２３条 警備員等の検定等に関する規則第１条第４号 （一社）交通工学研究会認定
25	森林整備業務	専門技術者（次のいずれの資格を有する者） ・林業技士（林業技士登録証） ・土木施工管理技士（合格証明書） ・造園施工管理技士（合格証明書） ・基幹林業作業士（認定書） ・林業技能作業士（認定書） ・林業作業士（認定書） ・フォレストワーカー［林業作業士］（登録証） ・フォレストリーダー［現場作業責任者］（登録証） ・フォレストマネージャー［統括現場責任者］（登録証）	(一社)日本森林技術協会認定 建設業法施行令第２７条の３ 建設業法施行令第２７条の３ 知事又は(公財)鹿児島県林業担い手育成基金理事長認定 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令に基づく登録
		特殊技能者 ・チェンソー伐木技能者（特別教育講習会修了証） ・刈払技能者（安全衛生教育修了証）	労働安全衛生法第５９条第３項 労働安全衛生法第５９条第１項
26	指定管理鳥獣捕獲等事業業務	次のいずれかの資格を有する者 ・捕獲従事者（第一種銃猟免許） ・　〃　　（わな猟免許） ※許可・認可等の取得確認の為に提出する「捕獲従者名簿」と内容を確認。	鳥獣保護管理法第１８条の５第１項第１号

６　技術者調書

「５ 有資格職員名簿（第３号様式）」に記載した資格以外の業務上の資格を持つ職員について、別紙様式により、記載してください。様式に記載しきれないときは別紙にまとめるなど、補正してください。

7　委任状

有資格の期間中、営業所長等に町との次の取引権限を委任する場合に、別紙様式により、提出してください。（この委任状は本社代表者が営業所長等に町との取引を委任する場合に添付するものであり、入札に参加するためだけの委任状ではありません。）

（委任事項）1　見積及び入札に関すること
2　契約の締結に関すること
3　代金の請求及び受領に関すること
4　復代理人の選定に関すること
5　上記各号に付帯する一切の事項

8　使用印鑑届

知名町との取引において印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合に提出してください。

9　個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙）を記載要領にしたがって記入し添付してください。

※知名町税務課窓口で確認印を受ける必要がある場合があります。

添付書類の注意事項

1　営業許可証等の写し

営業概要書の「５　営業上の許可、認可等」に記載した許可、認可等に係る証書等の写しを添付してください。

2　有資格者の免許状等の写し

有資格職員名簿に記載した職員が有資格者であることを証する書類として、免許状等の写しを添付してください。

3　印鑑証明書

法人・・・法務局が発行した印鑑証明書

個人・・・市町村長が発行した印鑑証明書

4　履歴事項全部証明書又は身分証明書

法人・・・法務局が発行した「履歴事項全部証明書」

個人・・・本籍地の市町村が発行する「身分証明書」

5　納税証明書

（１）消費税の納税証明書

主たる事務所又は事業所所在地を管轄する税務官署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書」（その３の２　又はその３の３　）

（２）鹿児島県税の納税証明書

鹿児島県の各地域振興局、各支庁県税課で交付している「鹿児島県税の納税証明書」（県税すべてに関し未納がないことの証明書）

※　鹿児島県内に事務所（支店、営業所等を含む）があり鹿児島県で課税されている場合のみ提出

（３）知名町税の納税証明書

知名町が発行する「知名町納税証明書」

※　知名町内に事務所（支店、営業所等を含む）があり知名町で課税されている場合のみ提出

6　財務諸表等

法人・・・基準日の直前１事業年度の分の決算における「損益計算書・貸借対照表」

個人・・・【青色申告者】税務署等へ提出した直近の青色申告書の「損益計算書及び資産負債調べの写し

【白色申告書】税務署等へ提出した直近の所得税の「確定申告書の写し」

7　返信用ハガキ（受付確認用）

受付印を押印のうえ返信しますので宛先を明記してください。

8　変更届

入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合に、随時提出して下さい。